第19号の2様式(表)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築協定 | | | 変更  廃止 | 認可通知書 | | |
| 建築協定 | | | | | 変更  廃止 | 認可第　　　　　号 |
| 年　　月　　日  　　申請者　　　　様  墨田区長　　　　　　　　　　印 | | | | | | |
| 下記による建築協定の | 変更  廃止 | の申請については、建築基準法第　　条第　　項の規 | | | | |
| 定により認可したので通知します。  記  　1　申請年月日　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　2　建築協定の名称  　3　区域の地名地番  　4　建築物に関する協定事項  　5　有効期間  　6　違反があった場合の措置  (注意)  　1　この通知書は、大切に保管してください。  　2　裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。 | | | | | | |

(A4)

第19号の2様式(裏)

|  |
| --- |
| 1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。  　2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |